

/ =	_			(-					1 = 41	A 4=411					141.1-15.4			A //		- 11-	
			5月					主催	ひきり	也区社会 6月		刕議会	共催:村	黄浜市	5日限山	山地域グ	アブラ	ザ 問行 7月		:小泉(8	45-408	
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		月	火	水	木	金	土	日	
		1	2	3	4	5						1	2		1	2	3	4	5	6	7	
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9		8	9	10	11	12	13	14	
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16		15	16	17	18	19	20	21	
20	21	22	ブラザź 23	24	25	26	17	18	19	アフラ	21	22	23		22	23	24	カフラナ	26	27	28	
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30		29	30	31					
8月							9月								10月							
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		月	火	水	木	金	土	日	
			1	2	3	4							1			1	2	3	4	5	6	
5	6	7	8アプラ	9 # _	10	11	2	3	4	5	6	7	8		7	8	9	10	11 +f –	12	13	
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15		14	15	16	17	18	19	20	
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19 カブラヤ	20	21	22		21	22	23	24	25	26	27	
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29		28	29	30	31				
							30															
			11F	1						12F	3				2025	年		1月				
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		月	火	水	木	金	土	日	
				1	2	3							1				1	2	3	4	5	
4	5	6	7	8	9	10	2	3	4	. 5	6	7	8		6	7	8	9	10	11	12	
11	12	13	14	15	16	17	9	10	11	12 アプラ	13	14	15		13	14	15	16	17	18	19	
18	19	20	21 シララ		23	24	16	17	18	19	20	21	22		20	21	22	ブラザ 23	24	25	26	
25	26	27	28	29	30		23	24	25	26	27	28	29		27	28	29	30	31			
							30	31														
			2月							3月								4月				
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		月	火	水	木	金	土	日	
					1	. 2						1	2			1	2	3	4	5	6	
3	4	5	6	7	8	9	3	4	5	6	7	8	9		7	8	9	10 アフラ	11 ラザ -	12	13	
10	11	12	13		15	16	10	11	12	13	14	15	16		14	15	16	17	18	19	20	
17	18	19	20	21	22	23	17	18	100000000000000000000000000000000000000	20 ブラサ	21	22	23		21	22	23	24	25	26	27	
24	25	26	27	28			24	25	26	27	28	29	30		28	29	30					
							31	jet.														

ひぎり地区社会福祉協議会 個人情報取扱要領

制定 平成30年4月28日 改並 令和 6年4月27日

〈目的〉(法32条対応)

第1条 この要領は、ひぎり地区社会福祉協議会(以下「本会」という)が保有する個人 情報について適正な取り扱いを確保することを目的として定めます。

〈責務〉(法32条対応)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という)等を遵守するとと もに、地区社協活動において個人情報の保護に努めます。

〈周知〉(法32条対応)

第3条 本会は、この「個人情報取扱要領」を、総会資料その他広報紙等により、少な くとも毎年 1 回は理事・協力委員・登録ボランティア・本会諸事業利用者に周知 します。

〈管理者〉(法32条対応)

第4条 本会における個人情報の管理者は、会長とします。

〈取扱者〉(法32条対応)

- 第5条 本会における個人情報の取扱者は、会長が指名する役員・ボランティアとします。 〈利用目的〉(法17、32条対応)
- 本会は、会則の「活動と運営」に定める業務の運用において取り扱う個人情報の 利用目的を明確にして、利用目的に沿って本人の個人情報を利用します。

(1) 本会の『役員の個人情報』について

- •「総会」「理事会」「協力委員会」「各部・各委員会の打合せ」等の本会の運営のため の会議の開催、結果の報告、関連資料・情報の配布、本会の運営の改善のために、
- 「推薦者名簿・役員名簿・参加者名簿・会議議案書・議事録・討論記録・アンケー ト」などの書類・電子データの形式で、
- •「氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他の連絡先、所属の団体・機関と その役職、会議等で出された意見・要望など」の個人情報を、 利用します。
- (2) 各部会・各委員会の運営を実行する『ボランティアの個人情報』について
 - ・ボランティア保険の加入・給付請求、各部会・各委員会の開催、ひぎり連合自治 会で推進する地域福祉保健計画の実施事業の協働開催、地域包括支援センターを はじめとする日限山地域ケアプラザが主管する事業への協働開催、開催結果の報 告、関連資料・情報の配布、利用者サービス提供の依頼、依頼者サービス提供結 果の記録、外部の会合・講演・研修等への参加手続き、サービス提供の広報・改 善のために、
 - ・「ボランティア申込書・覚書・登録更新確認書・ボランティア名簿・コーディネー ター担当表・参加者名簿・会議議案書・議事録・討論記録・アンケート」などの 書類・電子データの形式で、
- 「氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、その他連絡先、資 格・得意技術、会議・研修・サービス提供・研修受講歴、サービス提供活動の写 真、日常の活動や会議で出された意見・要望など」の個人情報を、 利用します。

1

- 5. 要配慮個人情報を本人から取得する際、あらかじめ本人の同意を得ます。(法20条対応) ただし、以下の場合はこの限りではありません。
 - ①法令に基づく場合
 - ②人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合で本人の同意を得ること が困難であるとき
 - ③公衆衛生の向上・児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で本人 の同意を得ることが困難であるとき
 - ④国の機関・地方公共団体又はその委託を受けた者の事務に協力する必要がある 場合で本人の同意を得ることが困難であるとき

〈適切な利用〉

- 第8条 個人情報の管理者及び取扱者は、同意を得た範囲で個人情報を適切に利用します。 (法18条対応)
 - 違法又は不当な行為を助長・誘発するおそれがあるような不適切な利用をしません。 (法19条対応)
 - 同意を得た利用目的を変更する場合は、変更された利用目的を公表または本人に通知 します。(法21条第3項対応)

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- ①利用目的を本人に通知・公表することで人の生命、身体、財産その他の権利利益 を害するおそれがある場合
- ②利用目的を本人に通知・公表することで当会の事業の遂行を害するおそれがある
- ③国の機関・地方公共団体の事務に協力する必要がある場合で、利用目的を本人に 通知・公表することにより当該事務に支障を及ぼすおそれがあるとき

〈適切な管理〉(法32条対応)

- 第9条 個人情報の管理者及び取扱者は、個人情報を適正に管理し、安全に取り扱いま
 - 保有する個人情報は、会長または会長が指定する役員が保管する。
 - 保有する個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内で正確かつ最新の内容に保ちます。 (法22条対応)
 - 不要となった個人情報は、復元不可能な状態にして廃棄します。(法22条対応)
 - 5. 会長または会長が指定する役員は、個人情報の漏えい・滅失・き損の防止のため に、必要かつ適切な対策を講じ、取扱者の指導・監督を行います。(法23、24 条対応)
 - 6. 個人情報の取扱いの一部を委託する場合は、委託先における安全管理に対して必要 かつ適切な指導を行います。(法25条対応)
 - 7. 個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人 に知らせまたは不当な目的に利用しません。その職を退いた後も、同様とします。

〈提供〉(法27条対応)

- 第10条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者 (委託先・共同利用の相手側は第三者には含まれない)に提供しません。
 - ①本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合 ②法令に基づく場合
 - ③人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
 - ④公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合

- (3)催し物への『参加者の個人情報』について
 - ・本会の各部会・各委員会が開催する催し物、ひぎり連合自治会と協働で推進する 地域福祉保健計画の実施事業、地域包括支援センターをはじめとする日限山地域 ケアプラザが主管する事業において、開催の案内、会場での受付、会場での参加 者間の交流、催し物の改善、行事についての広報のために、
 - ・「参加者名簿、名札、活動の写真」などの書類・電子データの形式で、
- 「氏名、住所、電話番号、催しに必須な情報がある場合その情報、参加に関して出され た意見・要望に関する情報、催し参加履歴、催し物の活動の写真」の個人情報を、 利用します。

(行事等参加者への写真撮影及び事後の利用については、その都度参加者本人からの 同意を得ます。)

- (4) 助け合いネットワークの『サービス利用者の個人情報』について
- 利用するサービスの提供、サービスの改善、のために、「利用登録カード・覚書・利用登録者名簿・サービス申込記録・サービス利用記録 など」の書類・電子データの形式で、
- 「氏名、住所、電話番号、緊急連絡先、介護を要する度合いや介護環境、サービス 利用に必須な連絡事項がある場合その情報、サービス利用履歴、サービスに対する 意見・要望」の個人情報を、

利用します。

(取得)

- 第7条 個人情報の取得(本人から直接、または、第三者等から間接的)にあたっては利 用目的をあらかじめ公表しておくか、取得の際に通知します。(法21条対応) ただし、以下の場合はこの限りではありません。
 - ①利用目的を本人に通知・公表することで人の生命、身体、財産その他の権利利益 を害するおそれがある場合
 - ②利用目的を本人に通知・公表することで当会の事業の遂行を害するおそれがある 場合
 - ③国の機関・地方公共団体の事務に協力する必要がある場合で、利用目的を本人に 通知・公表することにより当該事務に支障を及ぼすおそれがあるとき ④取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
 - 2. 個人情報の管理者及び取扱者は、偽りその他不正の手段など不適切な方法で個人 情報を取得しません。(法20条対応)
 - 3. 本人から個人情報を書面等で取得する場合は、あらかじめ利用目的を明示します。(法21 (疝饺条

ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この 限りではありません。

4. 第6条で特定した利用目的以外に個人情報を利用する場合は、あらかじめ本人の 同意を得たうえで、取得し、利用します。(法 18条対応) ただし、以下の場合はこの限りではありません。

①法令に基づく場合

- ②人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合で本人の同意を得ることが 困難であるとき
- ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で本人 の同意を得ることが困難であるとき

2

⑤国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を 遂行することに対して協力する必要がある場合

〈第三者提供の記録〉(法29条対応)

第11条 個人情報を第三者(県・市役所・区役所を除く)に提供したときは、記録を保存 します。

〈第三者提供を受ける際の記録〉(法30条対応)

第12条 第三者(県・市役所・区役所を除く)から個人情報の提供を受けるに際して は、法に基づく適切な提供であることの確認を行い、記録を保存します。

〈開示〉(法33、32条対応)

- 第13条 本人は、本会が保有する本人の個人情報について管理者に対して開示を請求す ることができます。開示について請求があったとき、管理者は、法が定める下記の 例外事項に該当する場合を除き、本人に開示します。
 - ①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 ②当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 ③他の法令に違反することとなる場合

〈訂正等〉(法34、32条対応)

第14条 本人は、本会が保有する本人の個人情報について、管理者に対して訂正等を求 めることができます。訂正等の請求があった場合、管理者は直ちに該当する個人情 報の訂正等を行い、本人に訂正等の結果を通知する。

〈利用停止等〉(法35、32条対応)

第15条 本人は、本会が保有する本人の個人情報について、本会で利用する必要がなく なった場合や適正な取得・利用・管理がなされていない場合は、管理者に対して本人の個人情報の利用停止や消去を求めることができます。利用停止等の請求があっ た場合、管理者は直ちに該当する個人情報の利用停止等、または代わりの対策を行 います。

〈漏えい発生時等の対応〉(法23、26条対応)

第16条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、毀損等の事案の発生、またはその兆候を 把握した場合、管理者に連絡します。この場合において管理者は、事実及び原因の 確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。漏えい等が個人の権利利益を大きく害すると個人情報保護委員会規則で定める ものであるときは、管理者は、個人情報保護委員会規則の定めにしたがって個人情 報保護委員会に報告するとともに、本人に対して個人情報保護委員会規則で定めに したがって通知します。

〈開示等請求及び苦情相談の窓口〉(法32、37、40条対応)

- 第17条 本会における開示等、利用停止等の請求及び苦情相談窓口は、会長とします。 附則
 - この要領は、平成30年4月28日から施行します。
 - この要領は、令和6年4月27日より改正し施行します。
- (法nn条対応)の表示は、改正時点の個人情報保護法の該当の条項番号です。法との 対応を理解するための参考情報ですが、法の改正で整合しなくなる場合があります。